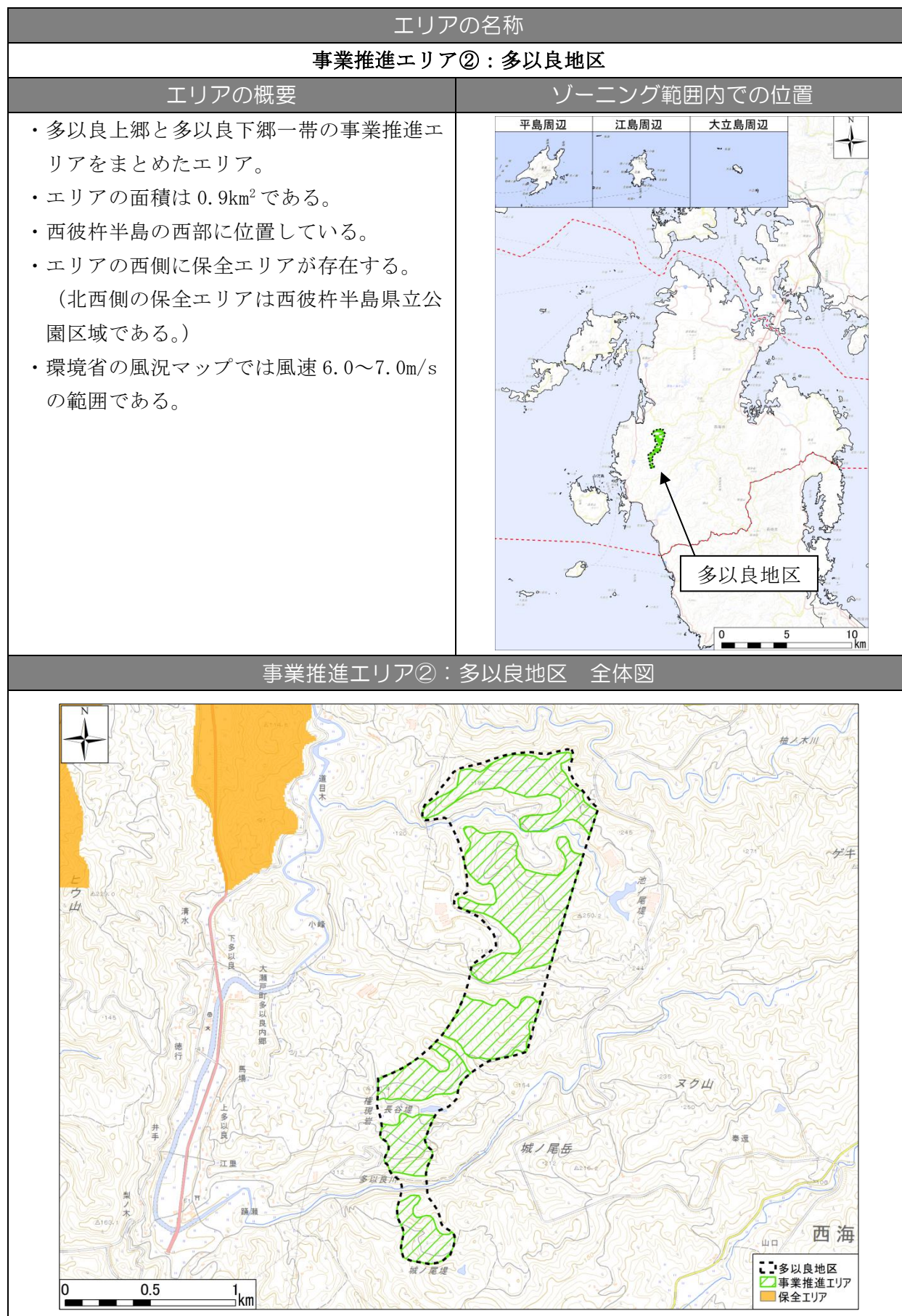
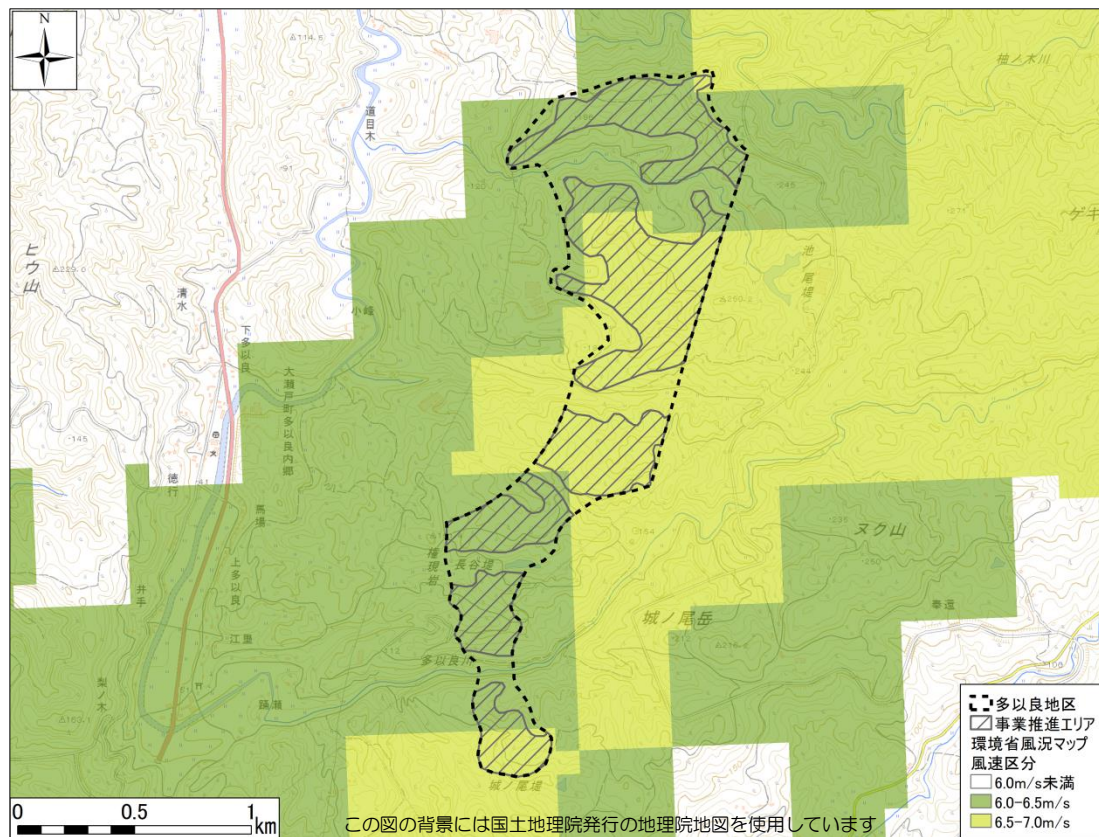


8-2 事業推進エリア②の概要

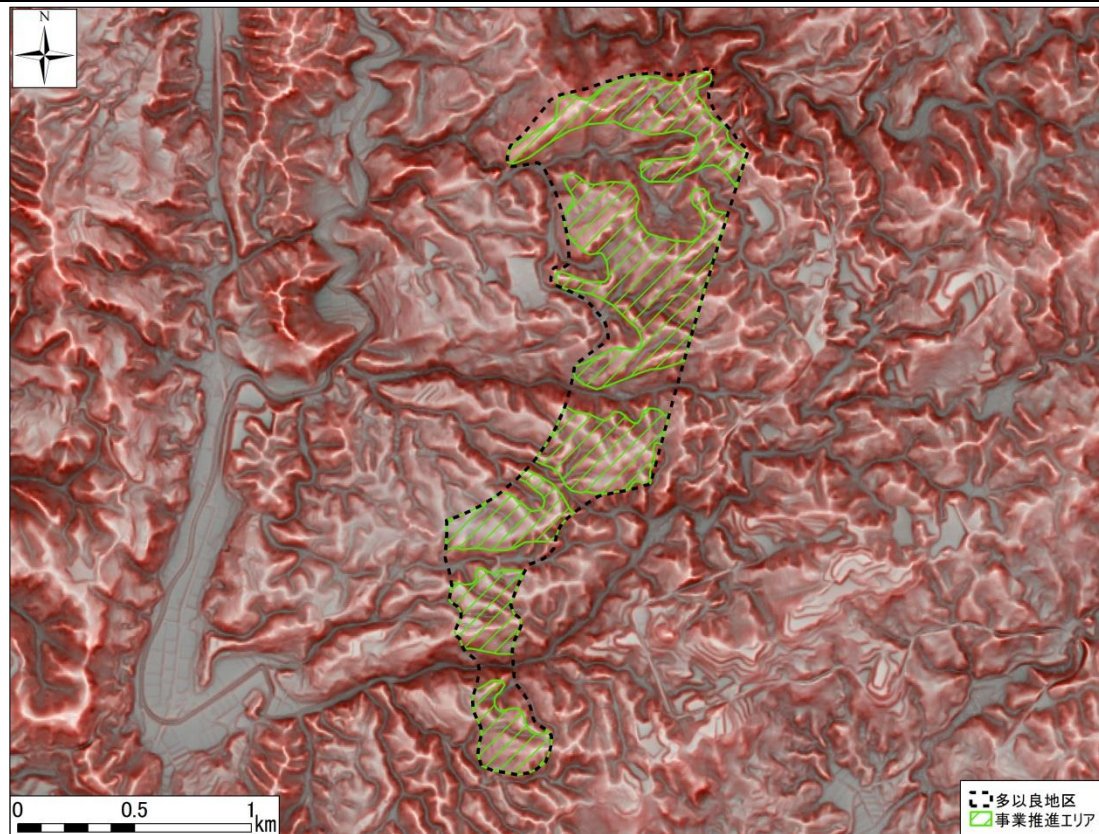


図の背景には国土地理院発行の地理院地図を使用しています

風況の状況



地形の状況

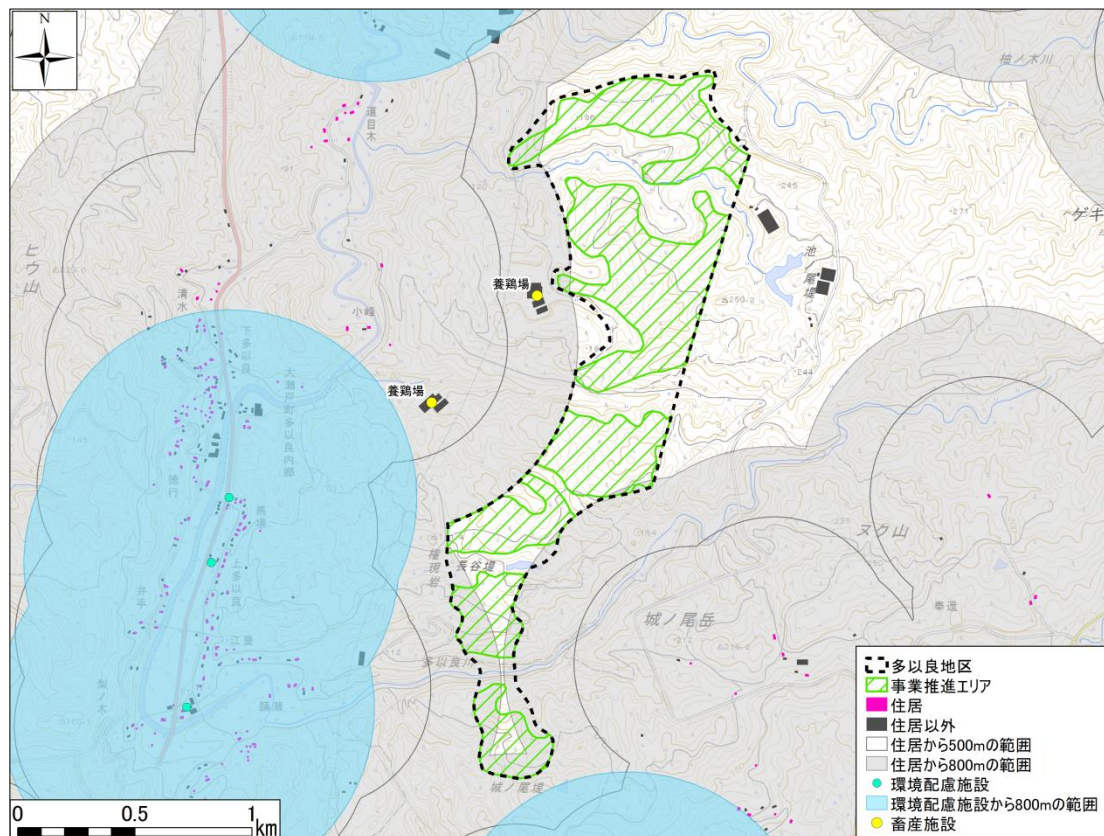


事業推進エリアにおける留意事項

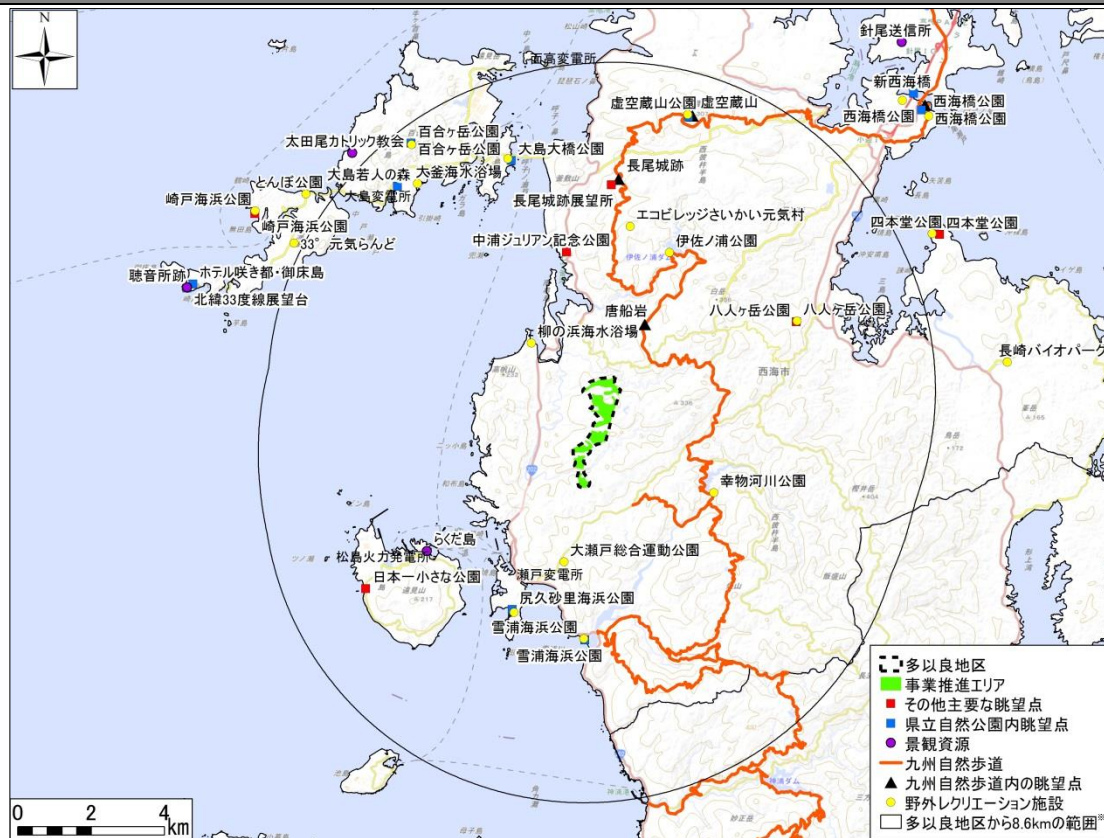
項目		留意すべき事項
騒音・低周波音、風車の影	住居	エリアから最近傍の住居は、南東側の約 650m に位置する。事業を検討する際に事業者は、近傍の住居に対して風車から発せられる騒音・低周波音や設置による影の影響について検討する必要がある。
	環境配慮施設 (学校、病院、福祉などの環境に配慮すべき施設)	エリアから最近傍の環境配慮施設は、南東側の約 900m に位置する。事業を検討する際に事業者は、風車から発せられる騒音・低周波音や設置の影について、環境配慮施設、畜産施設への影響について検討する必要がある。
	養鶏場・牛舎等の畜産施設	エリア周辺の畜産施設は、西側の約 100m と約 500m に養鶏場が 2 箇所位置する。事業を検討する際に事業者は、施設および作業従事者に対して留意する必要がある。
動物	主要な渡り鳥のルート	調査で確認されたツル類の渡り状況は、飛行高度が地上から 160m 以上であり、風車の高さを 160m 未満にすれば影響は軽微であると考えられる。ただし、鳥類の渡り状況は、気象条件や渡り鳥個体の状態により、常に同一の経路や高度をとることは限らないため、事業を検討する際に事業者は、渡り鳥に関しての詳細な調査、予測及び評価を実施する必要がある。
景観	主要な眺望点	エリア周辺には、中浦ジュリアン記念公園や唐船岩などの眺望点が存在する。事業を検討する際に事業者は、これら以外の眺望点にも十分留意し、設置する風車に対して、各眺望点からの視認可能性、眺望特性（主要な眺望方向、景観要素など）、支障の程度を確認し、支障の程度に応じた配慮を検討する必要がある。
	眺望景観	
事業計画	民有林保安林	エリア内には、解除が困難とされる傾斜度 25° 以上の一級指定地の民有林保安林が存在する。事業を検討する際に事業者は、保安林の位置、種類、指定状況を確認し、風車の配置や取り付け道路等の地形改変区域が含まれないように留意するとともに、関係者と協議する必要がある。
	地域森林計画における森林経営計画	エリア内には、計画が作成されている森林が存在する。事業を検討する際に事業者は、風車や取り付け道路等の配置検討にあたり当該計画の詳細を把握し、関係者と協議する必要がある。
	水道利用	エリアには、西海市水道水源保護条例で指定されている水源保護区域の計画水源（多以良川水源、小峰川水源、タンタン川水源）が存在する。事業を検討する際に事業者は、西海市水道水源保護条例に則り、事業者は関係部局と協議し、必要に応じて関係地域に対して説明会の開催等の措置を取る。

項目		留意すべき事項
事業計画	電波障害	エリア内はテレビ受信への影響が懸念される地域である。事業を検討する際に事業者は、放送波中継、テレビ受信者への放送電波受信に対する影響について検討し、関係者と協議する必要がある。
	埋蔵文化財	エリア内には、「石鍋」遺跡が存在する可能性がある。事業を検討する際に事業者は、土地改変する範囲が確定した段階で、西海市教育委員会へ調査の実施について相談する必要がある。
	農地	エリア内にはみかん畑等の農地が存在する。事業化の際に事業者は、関係者と協議するとともに、農業従事者への影響についても留意する必要がある。
その他	累積的影響	事業推進エリア内外に、別事業の風力発電施設が計画された場合には、事業者はそれらの風力発電施設の影響も含め、環境影響を検討する必要がある。

事業を進める上での留意事項（騒音・低周波音、風車の影）



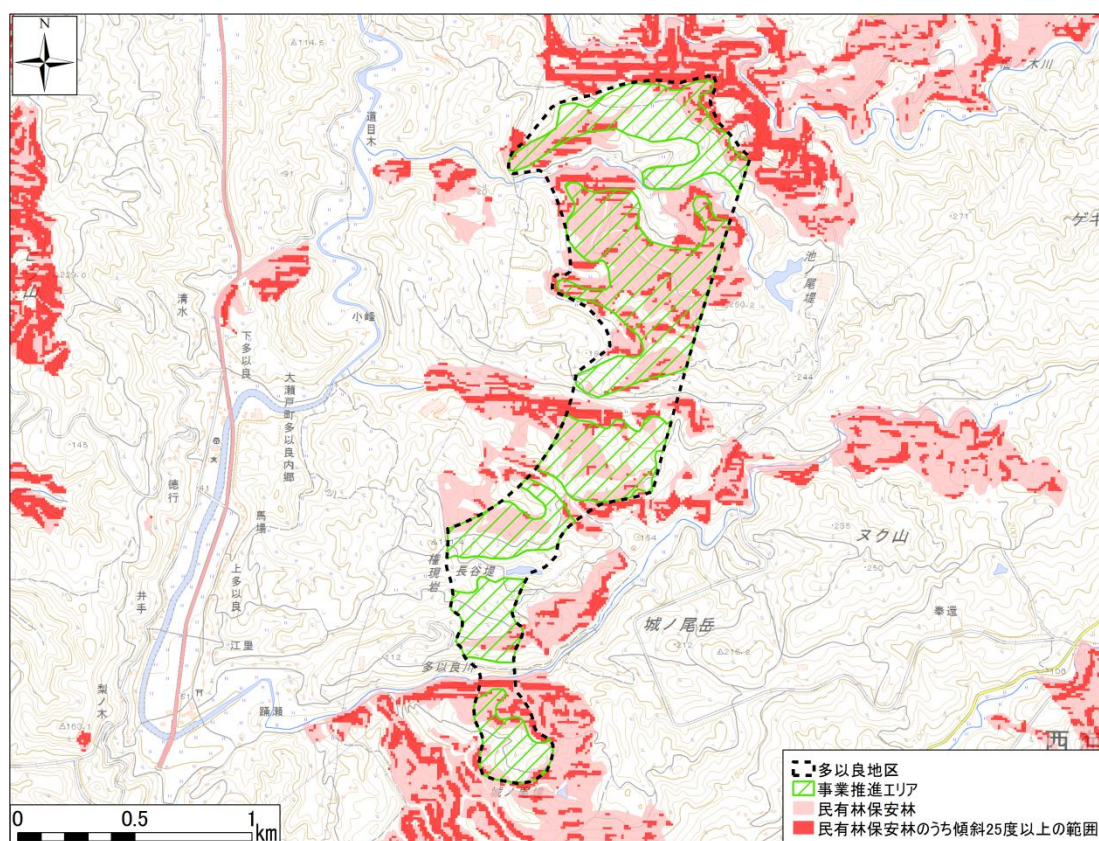
事業を進める上での留意事項（景観、人と自然との触れ合い活動の場）



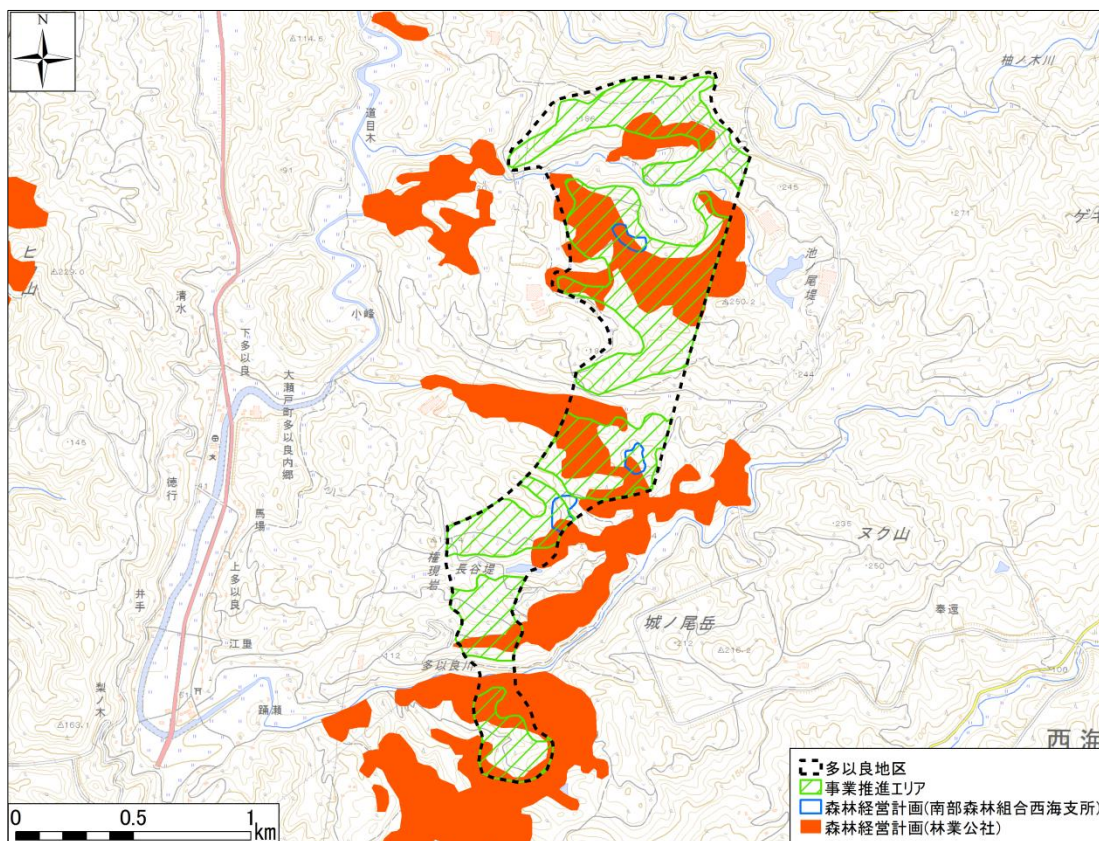
※8.6kmの範囲：風車（高さ150mを想定）を設置した際の視野角1°の範囲

図の背景には国土地理院発行の地理院地図を使用しています

事業を進める上での留意事項（事業計画：民有林保安林）



事業を進める上での留意事項（事業計画：森林経営計画）

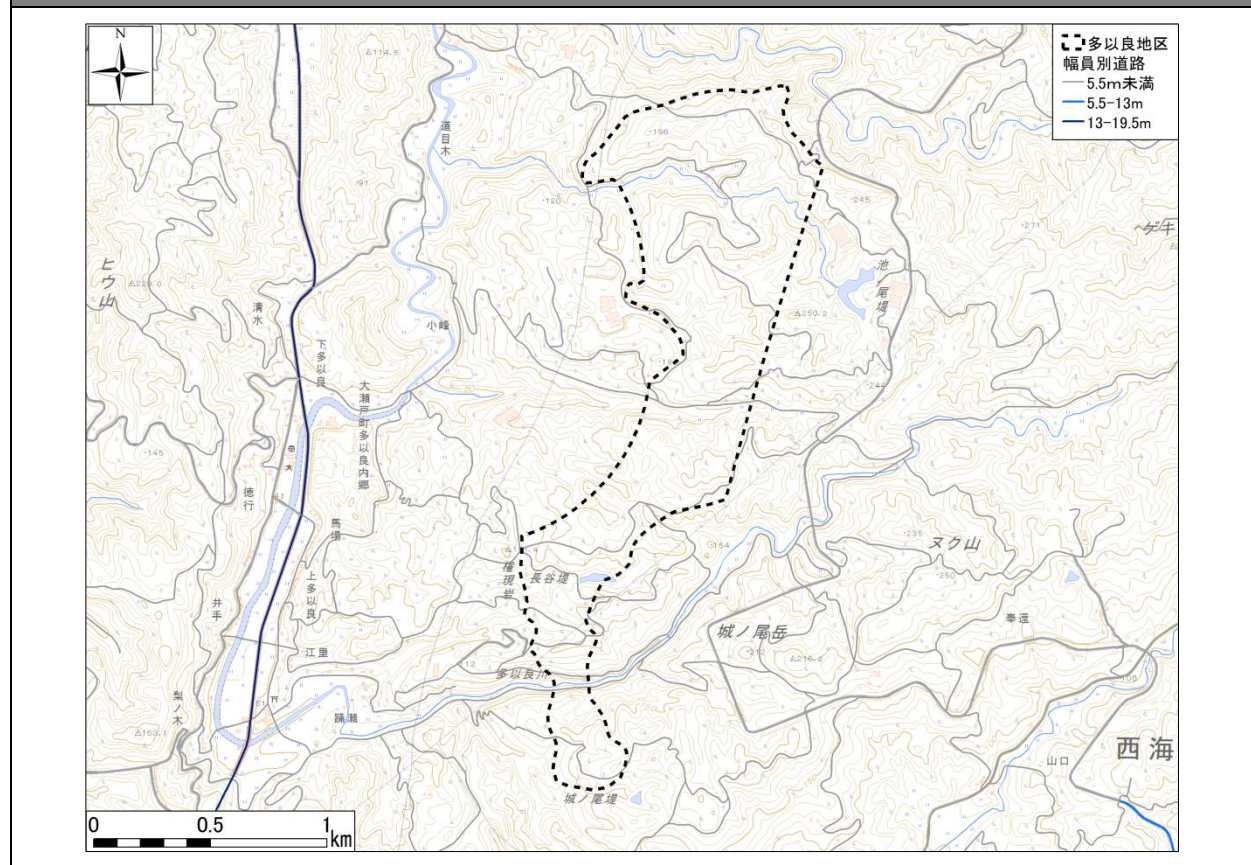


図の背景には国土院発行の地理院地図を使用しています

事業推進エリアにおける参考情報

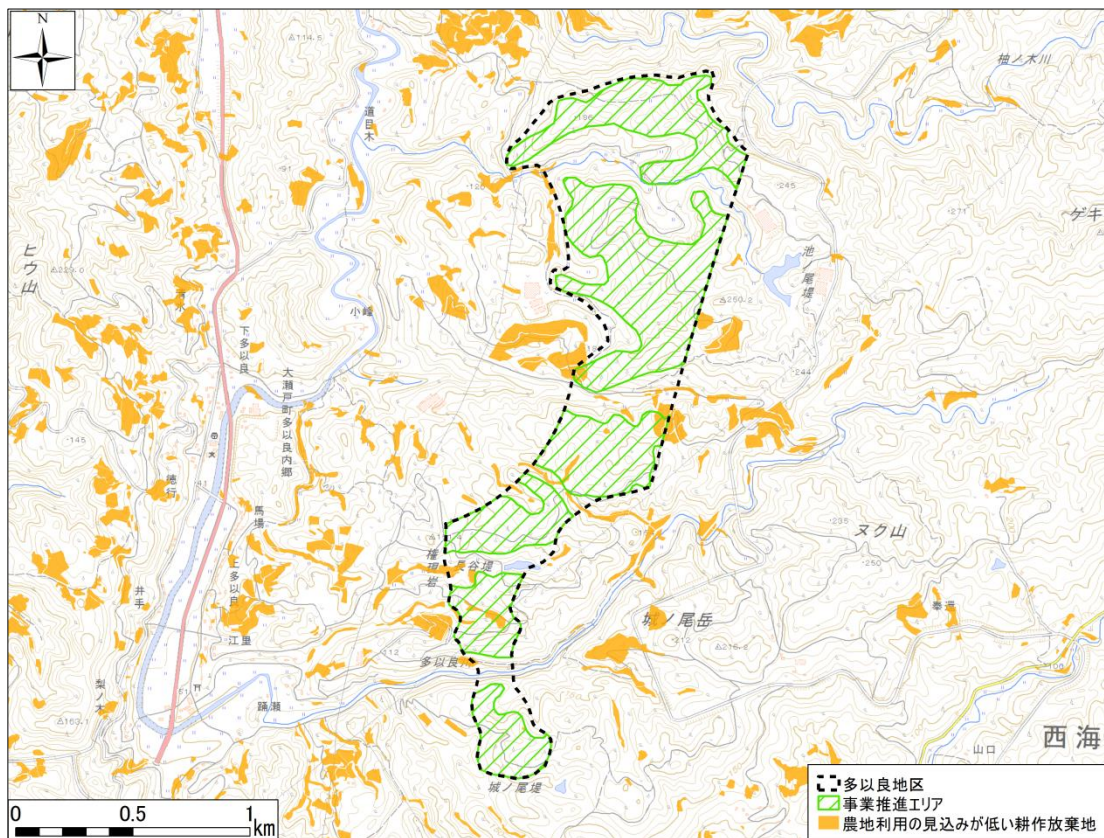
項目	エリア周辺の状況
道路利用	エリアの周囲には幅員 5.5m 未満の道路が、西側には幅員 13-19.5m 未満の道路が存在している。
耕作放棄地	エリア内には利用見込みの低い耕作放棄地が点在している。事業化の際には風力開発と一体的に土地の有効活用を検討することが可能である。
送電線	エリアの北西部に電圧 66 kV の面高瀬戸線が通っている。エリアの南側約 340m の位置に、電圧 220 kV の北長崎線が通っている。
発電所・変電所	エリアから最近傍の発電所は松島火力発電所で、南西約 6km の位置に存在する。エリアから最近傍の変電所は瀬戸変電所で、南西約 2.7km の位置に存在する。

事業推進エリアにおける参考情報（道路利用）

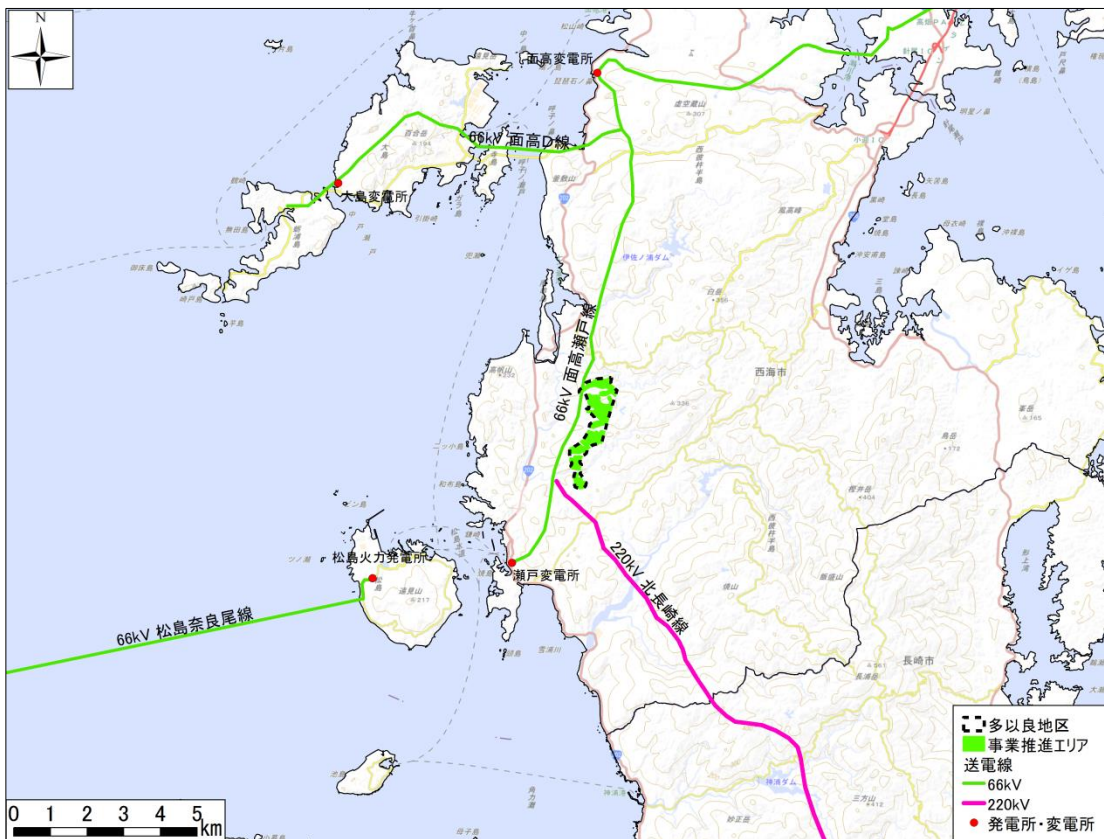


図の背景には国土地理院発行の地理院地図を使用しています

事業推進エリアにおける参考情報（利用見込みの低い耕作放棄地）



事業推進エリアにおける参考情報（送電線、発電所・変電所）



図の背景には国土地理院発行の地理院地図を使用しています

地域との共存・共栄策のメニュー

区分	メニュー案
開発段階	・測量、調査、土木工事等の地元発注による地元企業の受注機会の増加 ・管理用道路の整備による交通インフラの向上 (林道整備による林業との共栄)
運営段階	・土地賃貸による土地所有者の収入の増加 ・メンテナンス等の関連産業誘致等による雇用の拡大 (地域の向上・産業との連携) ・草刈等の地域への奉仕活動への参加 ・売電収入の一部を農業振興へ利用 ・植林等による森林保全（イノシシ対策） ・ファンド等への参加による地域・市民風車の導入
波及効果	・観光資源化による来訪客の増加 ・環境学習への活用

具体例（先進事例①）

福島県 郡山市（郡山布引高原風力発電所）

郡山布引高原風力発電所は標高 1000m を超える布引高原に位置しており、2MW 基×32 基、1.98MW 基×1 基と国内最大級のウィンドファームである。

布引高原は布引大根の有名な産地であるが、開拓農地を転用して多くの風車を設置することで、土地の収入、地域雇用、エコ観光、インフラ整備などの利点を享受し、風力発電施設と農業の共存が図られている。

布引高原では「郡山布引風の高原まつり」が開催されており、高原に咲くひまわりと風車が共存する景色を楽しむ布引高原ひまわりウォークや布引大根の収穫体験等も行われている。



郡山布引高原風力発電所

出典：郡山市観光協会 HP



郡山布引 風の高原祭りのチラシ

出典：郡山市観光協会 HP

具体例（先進事例②）

北海道 寿都町

北海道寿都町では、寿都温泉ゆべつのゆ風力発電所（230kW×1 基）、寿の都風力発電所（600kW×3 基）、風太風力発電所（1990kW×5 基）が稼働している。風力発電で得られた売電収益は、「山づくり」、「海づくり」、「まちづくり」に積極的に投資されている。

「山づくり」：森林保全活動（植林・植樹活動）、環境維持活動

「海づくり」：磯焼け対策（藻場造成技術の実証実験）

「まちづくり」：寿都診療所運営資金、医学部進学奨学金、通学費補助（運行バス会社への補助）、街灯電気代補助



寿都町における風力発電所の様子

出典：「寿都町における風力発電への取り組み」（環境省）

具体例（先進事例③）

福岡県 みやま市（みやまスマートエネルギー株式会社）

みやまスマートエネルギー株式会社は、福岡県みやま市、株式会社筑邦銀行、九州スマートコミュニティ株式会社の出資によって設立された電力会社であり、エネルギーの地産地消を通して、地域経済活性化を目指している。みやまスマートエネルギー株式会社の特徴は以下のとおり。

- ・地域で生産した電力を地域で消費することで、キャッシュフローを地域内に取り組める。
- ・ピーク電源として発電コストの低い太陽光電源を利用した低コストの電力供給を実現し、その電力料金の削減分を市内の産業育成に充てることで、地域活性化を図る。
- ・電力情報の利活用により地元の新たな雇用創出（コールセンター、医療サポート、介護事業）を行う。



電力調達と供給の基本的な流れ

出典：「みやまスマートエネルギー株式会社設立について」（みやま市 HP）

